

【パソコンサービス利用規約 新旧対比表】

旧（赤字部分が変更箇所）	新（赤字部分が変更箇所）
第1条 パソコンサービス 1. パソコンサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、お客さまが当行に対し、パソコンを通じて、インターネット経由で本「パソコンサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引とサービスの提供を行うことをいいます。 2. 本サービスの利用に際して使用できるパソコンは、当行所定のものに限りま。本サービスに使用するパソコンや通信機器は、お客さまの負担および責任においてお客さまが準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。 3. （略） 4. （略） (1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス利用手数料および消費税をいただきます。また、ご利用内容に応じて別途の手数料（振込取引に係る振込手数料を含みますがこれに限りません。）が発生する場合は当該手数料（以下「個別サービス手数料」といいます。また、本サービス利用手数料と個別サービス手数料を個別にまたは総称して、以下「本サービス利用手数料等」といいます。）および消費税額をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス利用手数料等および消費税を、払戻請求書の提出なしに、「契約口座」（以下に定めます。）から当行所定の日に自動的に引落します。	第1条 パソコンサービス 1. パソコンサービス（以下「本サービス」といいます）とは、お客さまが当行に対し、ネットワーク端末を通じて、インターネット経由で本「パソコンサービス利用規約」（以下「本規約」といいます）所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引とサービスの提供を行うことをいいます。 2. お客さまは、本サービスにおいて次の取引およびサービスを利用することができます。なお、当行は、本サービス上で利用することができる取引およびサービスについて、お客さまに事前に通知することなく追加・休止・廃止することがあります。 (1) 振込取引 (2) 総合振込取引 (3) 給与・賞与振込取引 （上記（1）から（3）を総称して以下「資金移動取引」といいます） (4) 残高・取引明細照会 (5) その他当行の定めるサービス 3. 本サービスの利用に際して使用できるネットワーク端末は、当行所定のものに限りま。本サービスに使用するネットワーク端末や通信機器は、お客さまの負担および責任においてお客さまが準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。 4. （略） 5. （略） (1) 本サービスの利用にあたって、ご利用内容に応じた当行所定の手数料（振込取引に係る振込手数料を含みますがこれに限りません。以下「サービス手数料」といいます）が発生する場合は、当該サービス手数料および消費税額をいただきます。サービス手数料の金額につきましては、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行はサービス手数料および消費税額を、払戻請求書の提出なしに、「代表口座」（以下に定めます。）から当行所定の日に自動的に引落します。

(2) 当行は**本サービス利用手数料等**をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。また今後提供するサービスの変更等に伴い本サービスに係わる各種手数料を新設あるいは改定する場合についても、特段の**規約**のない限り**第 1 号**および前号と同様の方法により引落します。

5. 当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座（円預金に限ります。）を、本サービスによる取引に使用する口座（以下「**契約口座**」といいます。）とします。

6. 書面取引またはポータルサービスの利用によって本サービスに関する申込や届出等を行う場合（ただし、当**社**が認める場合に限り**ます**。）、当該申込や届出等については、当行所定の au じぶん銀行取引規約（法人・団体）およびポータルサービス利用規約の規定が適用されるものとします。

第 2 条 サービス**管理者**および利用者

1. お客さまは、本サービスのご利用に際してお客さまを代表する責任者（以下「サービス管理者」といいます。）とサービス管理者用の利用者 ID（以下「利用者 ID（サービス管理者用）」といいます。）を当行所定の手続により届け出るものとします。なお、サービス管理者として指定できる者は、お客さまが取引担当者として当行に届け出ている者に限るものとします。

2. 当行はサービス管理者に対し、契約番号、初回ログインパスワードおよび電子証明書取得パスワード等を記載した本サービスのご利用開始に必要な書類をご送付します。また、当行はサービス管理者に対し、当社所定の方法により、電子証明書および秘密鍵の取得・生成等に関する説明書類（以下「説明書類」といいます。）を提供いたします。

(2) 当行はサービス手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。また今後提供するサービスの変更等に伴い本サービスに係わる各種**サービス**手数料を新設あるいは改定する場合についても、特段の**定め**のない限り前号と同様の方法により引落します。

6. 当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座（円預金に限ります。**また、当該普通預金口座が複数ある場合には当行所定の方法によりお客さまが指定した口座とします**）を、本サービスによる取引に使用する口座（以下「**代表口座**」といいます）とします。

7. 書面取引またはポータルサービスの利用によって本サービスに関する申込や届出等を行う場合（ただし、当**行**が認める場合に限り**ます**）、当該申込や届出等については、当行所定の au じぶん銀行取引規約（法人・団体）およびポータルサービス利用規約の規定が適用されるものとします。

第 2 条 **本サービス**の利用者

1. **本サービス**は当行所定の方法で登録した「利用者」によって利用できるものとします。

2. **本サービス**における利用者の種別は以下の通りとします。なお、資金移動取引等の一部の取引・サービスについては利用者の種別および保有する権限に関わらず、取引承認の権限をもつ他のユーザによる取引承認が必要となります。

(1) マスターユーザ

マスターユーザとは、お客さまが取引担当者として当行に届け出ている者をいいます。マスターユーザは利用者の登録・変更・削除やワンタイムパスワードの失効・利用停止解除等の管理権限（以下「管理権限」という）および第 1 条第 2 項に定められたすべての取引・サービスの利用権限を有するものとします。

(2) 管理者ユーザ

管理者ユーザとは、マスターユーザから管理権限を含む**本サービスの利用権限の全部または一部の設定を受けた利用者**をいいます。

3. サービス管理者は、本サービスの利用に関するサービス管理者の権限を一定の範囲で代行する利用者（以下「利用者」といいます。）を当行所定の手続により登録できるものとします。なお、利用者には、その権限に応じてお客さまに関する情報が開示されることがあります。 4. サービス管理者およびサービス管理者に関する登録内容の変更については、すみやかに当行所定の手続により届け出てください。当行は、当行内での変更登録処理が完了するまでの間、サービス管理者またはサービス管理者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。また、サービス管理者を変更する前に登録された利用者については、サービス管理者の変更後も当然には削除されません。利用者の変更が必要な場合には当行所定の方法により登録を変更してください。 5. 利用者および利用者に関する登録内容の変更については、当行所定の方法により登録を変更してください。当行は、登録の変更が完了するまでの間、利用者に変更がない、または利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。 6. 当行がお客さまに対して本サービスに関する通知を行う場合、当行に対し届出のあった住所、メールアドレスまたは電話番号に対して行うこととし、かかる通知がなされた場合、サービス管理者および利用者全員に対しても通知がなされたものとみなします。	(3) 一般ユーザ 一般ユーザとは、マスターユーザまたは管理者ユーザから管理権限を除く本サービスの利用権限の全部または一部の設定を受けた利用者をいいます。 （管理者ユーザおよび一般ユーザを以下個別にまたは総称して「一般ユーザ等」といいます） 3. マスターユーザの登録は当行において行うものとします。一般ユーザ等の登録はマスターユーザまたは管理者ユーザにおいて行うものとし、当該マスターユーザまたは管理者ユーザは登録した一般ユーザ等に対して本サービスの利用開始に必要な情報を通知するものとします。 4. 各利用者は、本サービスの利用を開始するにあたり、あらかじめ自身のログインIDおよびログインパスワードと確認用パスワードを当行所定の方法により登録するものとし、また、第3条第2項に定めるトークン設定およびワンタイムパスワード利用開始の手続を行うものとします。 5. マスターユーザの登録および登録内容の変更については、すみやかに当行所定の手続により届け出てください。当行は、当行内での変更登録処理が完了するまでの間、マスターユーザの登録または登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。また、マスターユーザを変更する前に登録された一般ユーザ等については、マスターユーザの変更後も当然には削除されません。一般ユーザ等の変更が必要な場合には当行所定の方法により登録を変更してください。 6. 一般ユーザ等の登録および登録内容の変更については、当行所定の方法により登録を変更してください。当行は、登録の変更が完了するまでの間、一般ユーザ等の登録または登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。 7. 当行がお客さまに対して本サービスに関する通知を行う場合、当行に対し届出のあった住所、電話番号またはメールアドレスに対して行うこととし、かかる通知がなされた場合、利用者全員に対しても通知がなされたものとみなします。
---	---

8. お客さまは利用者に本規約を遵守させるものとし、利用者が行った行為に基づく一切の責任はお客さまが負うものとします。

第3条 ワンタイムパスワード

1. 「ワンタイムパスワード」とは、当行所定のスマートフォン（インターネット（ただし、携帯電話各社独自のインターネットを除く）に接続および閲覧可能な当行所定の OS およびブラウザを備えたものに限り、以下「スマートフォン」といいます）にインストールした当行所定のパスワード生成用アプリケーション（以下「ワンタイムパスワードアプリ」といいます）のうち、当行所定の方法により有効なトークン設定が行われているもの（以下「ソフトウェアトークン」といいます）により生成・表示される 60 秒ごとに変化する可変的なパスワードのことをいい、資金移動取引、利用者の追加・変更等の当行所定の取引における本人確認に利用します。

2. 利用方法

(1) トークン設定

当行はお客さまからのトークン発行依頼を受け、トークンの発行手続きを行いますので、お客さまは、利用者ごとに当行所定の方法によりスマートフォンにワンタイムパスワードアプリをインストールしてトークン設定を行ってください。

(2) ワンタイムパスワードの利用開始

利用者は、前号のトークン設定完了時にワンタイムパスワードアプリ上に表示されるワンタイムパスワードを本サービスの「ワンタイムパスワード認証確認」画面において入力し、認証確認を行ってください。入力されたワンタイムパスワードと、当行が保有するワンタイムパスワードが一致した場合は、当行はお客さまから当該利用者におけるワンタイムパスワード利用開始の依頼があったものとみなし、この依頼が完了した後、ワンタイムパスワードを当該利用者による本サービスの利用における本人確認に利用します。

3. 利用者が、ソフトウェアトークンを保存しているスマートフォンを変更する場合は、本サービス上で、当行所定の方法により対象の利用者の「ワンタイムパスワード利用解除」を行ってください。利用解除の手続きをお忘れになった場合は、当行所定の方法により届出を行ってください。
4. ワンタイムパスワードを当行所定の回数連続して誤入力された場合は、当行は本サービスの利用を停止します。

再度、本サービスの利用を再開するには、本サービス上で当行所定の方法により利用停止解除の手続きを行うか、または、当行所定の方法により届出を行ってください。

5. お客さまは、本サービス上で、当行所定の方法により特定の利用者のワンタイムパスワードの利用停止、利用停止解除およびソフトウェアトークンの失効（ソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードの生成・表示機能の失効）の手続きを行うことができます。
6. 当行は、ワンタイムパスワードの利用停止を必要とする相当な事由が生じたものと判断した場合は、お客さまに事前に通知することなくワンタイムパスワードの利用が必要な取引およびサービスを停止することができるものとします。なお、当該事由が合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引およびサービスの停止を解除します。
7. 利用者は、ワンタイムパスワードアプリを当行所定の方法によりインストールしたスマートフォンのみで使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。
8. 利用者は、ワンタイムパスワードアプリを、同アプリの製作者および販売元が定める使用条件に従って使用するものとします。

第3条 本人確認

1. お客さまは、初回ログイン時に利用者 ID（サービス管理者用）と初回ログインパスワードで本サービスの利用画面にログインしたうえで、ログイン後の画面において、お客さまが設定したサービス管理者用のログインパスワード（以下「ログインパスワード（サービス管理者用）」といいます。）と振込取引時等にサービス管理者ご本人であることを確認するための「取引実行パスワード」（以下「取引実行パスワード（サービス管理者用）」といいます。）を当行所定の方法により登録するものとします。
2. サービス管理者は、第2条第3項により利用者を登録する場合、あわせて当該利用者用の「利用者 ID」（以下「利用者 ID（利用者用）」といいます。また、「利用者 ID（サービス管理者用）」と「利用者 ID（利用者用）」を総称して、以下「利用者 ID」といいます。）、「ログインパスワード」（以下「ログインパスワード（利用者用）」といいます。また、「ログインパスワード（サービス管理者用）」と「ログインパスワード（利用者用）」を総

第4条 本人確認

1. 当行は、当行がお客さまから受信したログイン ID およびログインパスワード（以下総称して、「基本認証情報」といいます）を、あらかじめ当行に登録されている基本認証情報と比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。
2. お客さまが、資金移動取引、利用者の追加・変更に係るユーザ登録等の当行所定の取引またはサービスの利用を行う際には、前項に加え、当該取引またはサービス利用の都度、当行がお客さまから受信した確認用パスワードおよびワンタイムパスワード（以下総称して、「追加認証情報」といいます）の両方またはいずれか一方を、あらかじめ当行に登録され、または当行が保有している追加認証情報と比較し一致することを確認することにより、本人確認を行います。

称して、以下「ログインパスワード」といいます。）、および振込取引時等に利用者ご本人であることを確認するための「取引実行パスワード」（以下「取引実行パスワード（利用者用）」といいます。また、「取引実行パスワード（サービス管理者用）」と「取引実行パスワード（利用者用）」を総称して、以下「取引実行パスワード」といいます。）を当行所定の方法により登録するものとします。

3. お客さまは、説明書類に定められた期間内に、説明書類の説明に従って、本サービスを利用する際ご本人であることを確認するために必要な電子証明書および秘密鍵を取得・生成し、サービス管理者または利用者の端末にインストールするものとします。当行は、電子証明書発行業務の一部を当行所定の企業に委託し、その委託にあたり必要な範囲でお客さまに関する情報を当該企業に開示できるものとします。また、電子証明書には有効期間があるため、本サービスの利用を継続するためには、有効期間が満了する前に電子証明書を更新する必要があります。この場合、お客さまは、当行所定の方法で電子証明書の更新を行ってください。
4. 本サービスのご利用の際、当行は、①当行がお客さまから都度提示を受ける電子証明書を解析し、かつ②当行がお客さまから契約番号および利用者 ID を確認の上都度提示を受けるログインパスワードを、あらかじめ当行がお客さまに交付している契約番号、当行に登録されている利用者 ID およびログインパスワードと比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。お客さまが振込取引、利用者登録・変更等の当行所定の取引を行う際には、前記の①、②に加え、③当行がお客さまから都度提示を受ける取引実行パスワードを、当行に登録されている取引実行パスワードと比較し一致することを確認することにより、本人確認を行います。
5. 当行が前項の方法に従って本人確認をして取引したうちは、契約番号、利用者 ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。契約番号、利用者 ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意する

3. 当行が前二項の定めに従って本人確認をした取引については、基本認証情報および追加認証情報（以下総称して、「認証情報」といいます）やソフトウェアトークンにつき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。認証情報は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、ソフトウェアトークンが保存されているスマートフォンの廃棄・譲渡等、ソフトウェアトークンの管理ができなくなる場合は必ずワンタイムパスワードアプリの削除を行ってください。
4. お客さまがログインパスワードまたは確認用パスワードを変更される場合には当行所定の手続により変更後のログインパスワードまたは確認用パスワードを届け出てください。
5. お客さまが、各利用者に係る認証情報やソフトウェアトークン（ソフトウェアトークンが保存されているスマートフォンを含む）の全部または一部を失念、紛失、詐欺または盗難に遭った場合には、すみやかにお客さまから当行所定の手続により当行に届け出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この利用停止等の措置の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

ものとし。また、電子証明書および秘密鍵をインストールした端末の廃棄・譲渡等電子証明書および秘密鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。

6. お客さまがログインパスワードまたは取引実行パスワードを変更される場合には当行所定の手続により変更後のログインパスワードまたは取引実行パスワードを届け出てください。

7. 削除

8. 削除

9. 削除

第4条 本サービス等にかかる通知および連絡

1. (略)
2. 当行からお客さまに重要なお知らせをする場合には、お客さまの届出住所宛てに書面による通知を郵送し、またはお客さまから届け出のあったメールアドレス宛てにメールで通知することがあります。

3.～6. (略)

第5条 取引の依頼

1. (略)
- (1) お客さまは本サービスによる取引の依頼をサービス管理者を通じて実施します。ただし、一定の範囲内の依頼については、利用者を通じて実施することができます。
- (2) 本サービスによる取引の依頼は、第3条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な所定事項を、画面上での確認ボタン等のクリック等当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。
2. (略)
3. 本サービスにおける契約口座からの支払の実施等については、以下の通りとします。
 - (1) 「契約口座」からの振込資金や各種手数料等の引落については、前項のお客さまから当行への回答の後、当行は払戻請求書なしで引落を行います。
 - (2)～(4) (略)

6. 本サービスの利用について届出と異なるログインパスワードまたは確認用パスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該パスワードの利用を停止します。当該パスワードの利用を再開するには、一般ユーザ等の場合はマスターユーザまたは管理者ユーザに、マスターユーザの場合は管理者ユーザまたは当行に連絡のうえ所定の手続をとってください。

第5条 本サービス等にかかる通知および連絡

1. (略)
2. 当行からお客さまに重要なお知らせをする場合には、お客さまの届出住所宛てに書面による通知を郵送し、またはお客さまから届け出のあったメールアドレス（各利用者が本サービス上で登録したメールアドレスを含む）宛てにメールで通知することがあります。

3.～6. (略)

第6条 取引の依頼

1. (略)
- (1) お客さまは本サービスによる各種取引の依頼を利用者を通じて実施します。なお、利用者の種別によって、本サービス上で依頼することができる取引の内容が異なります。
- (2) 本サービスによる取引の依頼は、第4条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な所定事項を、画面上での確認ボタン等のクリック等当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。
2. (略)
3. 本サービスにおける代表口座からの支払の実施等については、以下の通りとします。
 - (1) 「代表口座」からの振込資金や各種手数料等の引落については、前項のお客さまから当行への回答の後、当行は払戻請求書なしで引落を行います。
 - (2)～(4) (略)
 - (5) その他振込取引、総合振込取引および給与・賞与振込取引における代表口座からの支払の実施等について

第6条 振込取引 当行所定の振込規約（法人・団体）の定めによるものとします。 第7条 照会取引 （略） （1） お客さまは「契約口座」について、当行所定の方法・範囲に従い各種の照会（残高照会、入出金明細照会、振込照会等）により口座情報の提供を受けることができます（以下「照会取引」といいます。）。 （2） 当行は取引内容に変更があった場合は、既に提供した情報について変更または取消を行うことがあります。この場合最終的な取引内容については、入出金明細照会等により確認してください。 - 照会取引による口座情報は、第5条第2項により照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませんのでご注意ください。 第8条 届出事項の変更等 - 本サービスに関する届出事項に変更があった場合、または変更がある場合には、ただちにポータルサービスまたは当行所定の方法により、届出事項の変更手続を行ってください。 （略） 第9条 取引メニューの追加 第10条 取引内容の確認等 第11条 海外からのご利用 第12条 免責事項等 （略） （1）～（4）（略） - 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまのパス	は、当行所定の振込規約（法人・団体）の定めによるものとします。 第7条 資金移動取引 本サービスによる資金移動取引の内容については、当行所定の振込規約（法人・団体）の定めによるものとします。 第8条 照会取引 （略） （1） お客さまは「代表口座」について、当行所定の方法・範囲に従い各種のバンキングサービス取引の内容にかかる照会（残高照会、入出金明細照会等）を行うことができます（以下「照会取引」といいます。）。 （2） 当行はバンキングサービス取引の内容に変更があった場合は、照会取引において既に提供した情報について変更または取消を行うことがあります。この場合、最終的なバンキングサービス取引の内容については、本サービスによる入出金明細照会等により確認してください。 - 照会取引においてお客さまに提供される口座情報は、資金移動取引については、原則として当該提供時点において当行所定の振込規約（法人・団体）に基づいて依頼内容が確定した時点のものを反映したうえで提供されます。ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませんのでご注意ください。 第9条 届出事項の変更等 - 本サービスに関する届出事項に変更があった場合、または変更がある場合には、ただちに本サービス上またはポータルサービス上で当行所定の方法により、届出事項の変更手続を行ってください。 （略） 第10条 取引メニューの追加 第11条 取引内容の確認等 第12条 海外からのご利用 第13条 免責事項等 （略） （1）～（4）（略） - 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまの認
---	---

ワード等、取引情報が漏洩したことによって生じた損害について当行は責任を負いません。

3. 取引依頼時に入力された**パスワード等**について、あらかじめお客さまから届出られた**パスワード等**との一致を当行が確認するなど、当行が当行所定の手続に従い本人確認を行ったうは、当該取引をお客さまの真正な指示に基づく取引として取扱います。
4. 本サービスに使用する**パソコン**および通信機器（以下「取引機器」といいます。）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、この契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第 13 条 解約等

1. 本サービスは、**契約**口座に係る預金契約に基づくサービスと一体として提供されるものであるため、本サービスに係る契約のみを解約することはできないものとします。
2. **契約**口座が解約されたときは、お客さまへの通知なくして、当該**契約**口座に係る本サービスに関する契約も当然に解約されるものとします。**なお、本サービスの利用が解約された場合は、本サービスで発行された電子証明書は無効となります。**
3. 解約時まで処理が完了していない振込予約が存在する場合は、お客さまは、その取消を行**な**った上でなければ**契約**口座に係る預金契約の解約はできないものとします。
4. （略）

第 14 条 関係規約の準用

第 15 条 本サービス内容または本規約の変更

第 16 条 秘密保持

1. （略）
2. お客さまが当行より入手したソフトウェア等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させることまたは開示・提供することを禁止します。
3. （略）

証情報、取引情報が漏洩したことによって生じた損害について当行は責任を負いません。

3. 取引依頼時に入力された**認証情報**について、あらかじめお客さまから届出られた**認証情報**との一致を当行が確認するなど、当行が当行所定の手続に従い本人確認を行ったうは、当該取引をお客さまの真正な指示に基づく取引として取扱います。
4. 本サービスに使用する**ネットワーク端末**および通信機器（以下「取引機器」といいます）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、この契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第 14 条 解約等

1. 本サービスは、**代表**口座に係る預金契約に基づくサービスと一体として提供されるものであるため、本サービスに係る契約のみを解約することはできないものとします。
2. **代表**口座が解約されたときは、お客さまへの通知なくして、当該**代表**口座に係る本サービスに関する契約も当然に解約されるものとします。
3. 解約時まで処理が完了していない振込予約が存在する場合は、お客さまは、その取消を行った上でなければ**代表**口座に係る預金契約の解約はできないものとします。
4. （略）

第 15 条 関係規約の準用

第 16 条 本サービス内容または本規約の変更

第 17 条 秘密保持

1. （略）
2. お客さまが当行より入手したソフトウェア等（**ワンタイムパスワードアプリを含みます。以下同じ**）を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させることまたは開示・提供することを禁止します。
3. （略）

改正附則（2022 年 12 月 11 日）

1. この改正規約は、2022 年 12 月 11 日から適用します。
2. 前項にかかわらず、以下の各号のお客さまについては、以下の各号に定める時期からこの改正規約を適用します。
 - (1) 2022 年 12 月 10 日以前に普通預金口座開設の申込みを行ったお客さま（以下「既存顧客」という）のうち同年 12 月 22 日から 2023 年 1 月 31 日までの間にパソコンサービスの利用開始登録を完了したお客さま
利用開始登録日
 - (2) 前号以外の既存顧客
2023 年 2 月 1 日